

平成27年度P R T R環境モニタリング調査結果について

1 調査目的

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく届出があった事業所周辺における第一種指定化学物質の環境実態（大気）を把握する。

2 調査地域

伊奈小室工業団地（伊奈町）及び幸手工業団地・幸手ひばりヶ丘工業団地（久喜市、幸手市）

3 調査期間

	伊奈小室工業団地	幸手工業団地・幸手ひばりヶ丘工業団地
第1回	平成27年4月20日（月）～23日（木）	平成27年5月11日（月）～14日（木）
第2回	平成27年7月27日（月）～30日（木）	平成27年8月3日（月）～6日（木）
第3回	平成27年10月26日（月）～29日（木）	平成27年11月9日（月）～12日（木）
第4回	平成28年1月25日（月）～28日（木）	平成28年2月1日（月）～4日（木）

4 調査内容

(1) 調査地点

工業団地を取り囲むように調査地点を設定し、また、事業所の影響を直接受けないと考えられる地点を対照地点とした。

(2) 調査項目

ア 伊奈小室工業団地

トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ジクロロメタン、ノルマルーヘキサン、酢酸ビニル

イ 幸手工業団地・幸手ひばりヶ丘工業団地

トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン

(3) 採取方法

「有害大気汚染物質測定方法マニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）」に準拠し、キャニスターを用いた72時間（3日間）連続採取法とした。

5 分析機関

埼玉県環境科学国際センター



<キャニスターの設置例>

6 調査結果（全4回調査の平均値）

ア 伊奈小室工業団地

単位：(μg/m³)

	伊奈小室工業団地									環境基準
	北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	対照	
	伊奈町 本町	伊奈町 小室	伊奈町 小室	伊奈町 小室	伊奈町 小室	伊奈町 小室	伊奈町 小室	伊奈町 小室	伊奈町 内宿台	
トルエン	16	12	14	12	12	12	12	14	11	—
キシレン	1.5	1.5	1.6	1.4	2.0	1.6	1.5	1.8	1.1	—
エチルベンゼン	1.5	1.4	1.5	1.5	2.4	1.8	1.8	2.2	1.1	—
ジクロロメタン	12	2.6	5.3	5.5	3.2	2.9	3.8	8.3	2.1	150 以下
ノルマルーヘキサン	10	2.4	5.6	4.3	2.2	2.3	3.0	4.1	1.9	—
酢酸ビニル	0.05	0.06	0.07	0.08	0.05	0.07	0.05	0.06	0.05	—

イ 幸手工業団地・幸手ひばりヶ丘工業団地

単位：(μg/m³)

	幸手工業団地・幸手ひばりヶ丘工業団地									環境基準
	北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	対照	
	幸手市 木立	幸手市 上宇和田	幸手市 中島	幸手市 上宇和田	幸手市 木立	幸手市 神宮内	幸手市 上吉羽	幸手市 木立	久喜市 南栗橋	
トルエン	10	11	19	12	17	20	13	20	11	—
キシレン	1.4	1.3	1.7	1.4	1.4	1.5	1.3	3.2	1.2	—
エチルベンゼン	1.7	1.6	1.9	1.6	1.7	1.9	1.6	4.4	1.5	—
ジクロロメタン	2.7	3.5	3.6	3.2	2.8	2.7	2.4	3.1	2.7	150 以下
トリクロロエチレン	1.0	0.89	1.0	0.96	1.0	1.6	1.1	2.0	0.72	200 以下

《環境基準》

「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めたものです。「—」の項目については基準が定められていません。

<問い合わせ先>

環境部大気環境課化学物質担当

電話:048-830-2986

mail:a3050-08@pref.saitama.lg.jp